

彦根市教育委員会会議録

| | | | | |
|----------------------|---|-------------------------|------------|-------------|
| 会議の日 | 令和7年11月20日(木) | | | |
| 会議場所 | 彦根市役所本庁舎5-1会議室、5-2会議室 | | | |
| 出席委員等 5人中 4人出席 | 教育長 委 員 | 西嶋 良年 田附 孝子 本田 啓子 | 委 員 委 員 | 小松 照明 欠席 |
| 出席職員 (説明員) | 教育部長 小島 久喜 教育部次長(教育総務課長) 清水 智子 こども家庭部次長(幼児課長) 植田 勝彦 副参事(図書館長、新図書館整備推進室長) 久保田 雄介 副参事(博物館副館長、学芸史料課長) 渡辺 恒一 副参事(博物館管理課長) 都築 養子 学校教育課長 東野 了賢 学校教育課主幹 小坂 英司 学校ICT推進課長 北川 尚樹 学校支援・人権・いじめ対策課長 小磯 浩司 生涯学習課長 西川 真由美 生涯学習課主幹 川添 義夫 教育研究所長 清水 貴博 学校給食センター所長 今井 和宏 広野教育集会所長 中江 淳展 | | | |
| 会議次第 | 1 開会 午後1時30分 2 議題 内容 別添のとおり 議案第40号 令和7年度12月補正(第4号補正)予算について (教育総務課、学校教育課、生涯学習課、彦根城博物館、教育研究所、学校給食センター、図書館) 議案第41号 滋賀県彦根市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(学校教育課) 議案第42号 彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の 一部改正について(生涯学習課) 議案第43号 彦根市公民館の設置および管理に関する条例および彦根市公民館の管理運営に 関する規則の一部改正について(生涯学習課) 3 その他 内容 別添のとおり 4 閉会 午後2時33分 | | | |

1 開 会

教育長 ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日提案している議題は 4 件です。

なお、本日の会議に諮る予定の議案第 40 号「令和 7 年度 12 月補正(第 4 号補正)予算について」、第 42 号「彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について」および議案第 43 号「彦根市公民館の設置および管理に関する条例および彦根市公民館の管理運営に関する規則の一部改正について」は、市議会の議決を経るべき議案の審議等となります。これについては、市議会で審議される前の情報や公表前の情報であり、公にすることにより市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により非公開にすることを提案します。

議案第 40 号、議案第 42 号および議案第 43 号の審議を非公開にすることについて、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 全員異議なしですので、非公開とすることとします。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、1 件の報告事項を説明させていただきます。その後、議案第 41 号の審議をいただき、その後、「次第 5 各所属の取組事項等について」の質疑を行い、「次第 6 その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

その後、非公開の議案に関する審議を行います。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 それでは、私から「教育長報告」をさせていただきます。

10 月 25 日土曜日、全国障害者スポーツ大会開会式が平和堂 HATO スタジアムにて行われましたので、出席をしました。午後から、西地区公民館文化祭に参加をしました。

10 月 27 日月曜日、全国障害者スポーツ大会閉会式が平和堂 HATO スタジアムで行われましたので、出席をしました。

10 月 29 日水曜日、11 月定例校長会議を Web 会議方式にて本庁で行いましたので、出席をしました。午後から、人事評価の校長前期面談を Web 会議方式にて本庁で行いました。

10月30日木曜日、近畿都市教育長協議会研究協議会が大津市の琵琶湖ホテルにて開催されましたので、出席をしました。

11月2日日曜日、全国食育研究大会がひこね市文化プラザで開催されたので、出席をしました。その後、東地区、鳥居本地区、稲枝地区公民館文化祭に参加をしました。

11月4日火曜日、滋賀県令和8年度教職員人事異動方針説明会が県庁東館にて行われましたので、出席をしました。

11月5日水曜日、午前中、彦根市中学校音楽会がひこね市文化プラザにて開催されましたので、教育委員のみなさんと出席をしました。午後から、彦根市農業委員会が意見書提出に来られましたので、本庁にて懇談を行いました。

11月6日木曜日、令和8年度当初予算(二次経費)教育委員ヒアリングを本庁にて行いましたので、出席をしました。

11月8日土曜日、午前中、南地区公民館文化祭に参加をしました。午後から、滋賀大学教育学部創立150周年記念式典が滋賀大学教育学部にて開催されたので、出席をしました。

11月9日日曜日、河瀬地区、旭森地区公民館文化祭が開催されたので、参加をしました。

11月11日火曜日、彦根市人事異動方針説明会をWeb会議方式にて本庁で行いましたので、出席をしました。その後、「確かな学力」向上に向けた県市町教育長懇話会がWeb会議方式にて行われましたので、本庁にて出席しました。午後から、第4ブロック学校保健安全研究会が南地区公民館にて行われましたので、出席をしました。

11月13日木曜日、第2回総合教育会議が本庁にて開催されたので、教育委員のみなさんと出席をしました。その後、彦根ライオンズクラブ認証状伝達65周年記念例会がエクシブ琵琶湖で開催されたので、出席をしました。

11月14日金曜日、都市教育委員会連絡協議会県内研修および滋賀県教育委員会との意見交換会が能登川コミュニティセンターにて開催されたので、教育委員のみなさんと出席をしました。

11月15日土曜日、城南小学校創立150周年記念式典がプロシードアリーナHIKONEで開催されましたので、出席をしました。

11月16日日曜日、第16回子ども議会が本庁議会にて開催されたので、出席をしました。

11月19日水曜日、午前中、12月定例校長会議をWeb会議方式にて本庁で行いましたので、出席をしました。午後から、鳥居本中学校茶道体験が鳥居本町成宮邸にて行われましたので、参加をしました。

11月20日木曜日、11月の教育委員会会議となっています。

報告は以上です。何かご質問やご意見がありましたらお願ひします。

各委員 なし。

2 前回会議録の承認

3 報告事項

教育長 次第3「報告事項」に入らせていただきます。

「第16回子ども議会について」報告をお願いします。

教育部次長から報告がありました。

各委員 なし。

4 議題

議案第41号 滋賀県彦根市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

学校教育課長から説明がありました。

小松委員 9月1日から2学期を開始するというのは、最近の環境の変化によるというのはわかるのですが、これによって授業日が3日ほど減るわけです。この3日減る分をどこかでカバーするという案はありますか。春休みとか冬休みとか。当然、授業日数が減るといろいろ問題が起こってくるのではないかと思うので、そのあたりを教えてもらえますか。

学校教育課長 規則の改正によって、最長4日授業日数が減る可能性があります。そのことによって、授業日数だけではなく、授業時間等の影響も当然あると考えていますが、県内の他自治体を調査し学校の声を聞かせてもらうと、支障はないとのことでした。一部、中学3年生については、入試日の関係で教科の授業を早めに進めていきたいという意向があるので、それは現在も取り組んでいます。長期休業中に1日2日程度、登校日を設けて学習を進めたり、テスト等を行ったり、あるいは新学期の前数日ぐらいを登校日にして身体測定や学級活動等を入れることにより、授業日数が減っても教育上支障はないと考えています。

小松委員 4日間授業を減らして支障がないというのは、納得がいかないのですが。今までその授業カリキュラムを予定通りやっていて影響がないというのは、それであれば、今までっと工夫していろいろな授業を必要なところだけやって新しいことをするとか、時間の余裕はかなりあるのかなと感じます。今の先生の働き方改革を含めて、4日間休みを増やすということだけで問題はないと言われても、なぜ問題がないのか、もう少し教えて欲しいです。学校ごとにどういう対応していくのか、考えてもらわないといけないのではないかと思います。

学校教育課長 今の現行制度の中で、1週間の授業時間数を29コマで運用していくと、それで授業についてはゆとりがある中で進めることができると聞いています。学校には、これまでから対応可能かということを聞いています。国の示すコマ数が1,015という標準時間数がありますが、彦根市においては現状を大きく上回る形になっていますので、教育課程上の支障はない中でできると考えています。これまでの取り組んできたことを変えていくには、子どもたちが主体的に学ぶ時間を授業のコマ数だけではなくて、授業の中で課題を与えて、あるいは子どもたちが自分の課題を見いだしてそれを放課後の時間とかで取り組むなどにより、授業以外においても主体的な学習や子どもが自分に合った学習を進めていくことが可能と考えています。ただ、ご指摘があったことはとても大事なことで、ただ単に授業日数を減らせばよいというわけではありませんので、そのことは繰り返し学校等にも周知し確認していきたいと思います。

本田委員 昔は、始まりを遅くしたり早くしたり、年によって違っていたこともありました、気持ちの持ち様として、8月31日というのが区切りがよいと自分の記憶からすると思います。学校現場では教育課程をいろいろ工夫されていると思うし、中身の工夫もどんどん進めていくだろうと思っていますが、引き続き猛暑日はあると思いますので、熱中症対策は気を抜いたらだめだと思います。それから、この改正が終わったら、広報はどういう形でいつ頃することになりますか。

学校教育課長 今回の承認後公布手続きをとり、他の規則改正と同様に掲示板等で周知していく一方で、学校現場ならびに保護者、子どもたちにも伝えていきます。特に、学校においては、教育課程、授業日数が大きく変更されるので、その対応について準備を始めてもらうつもりをしています。

議案第41号は原案のとおり承認されました。

5 各所属の取組事項等について

各委員 なし。

6 その他

各委員 なし。

非公開審議

7 議題

議案第 40 号 令和 7 年度 12 月補正(第 4 号補正)予算について

教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、彦根城博物館学芸史料課長、彦根城博物館管理課長、教育研究所長、学校給食センター所長、図書館長から説明がありました。

小松委員 食材価格は世間的にも上がっていますが、この給食の食材費アップの認定はどういう仕組みになっているのですか。給食メニューというのは大体決まっているので、そのメニュー通りに作った時に、値上がり前の値段で見積っていたが、それをそのまま作ったら実績として上がりました、と実績的な請求をされているということですか。結果として上がった給食食材の見積りがあるのか、最初からこれぐらいは 12 月末時点では上がりそうという通知を受けているのか、実際にその給食材料会社からの価格アップ分の連絡はどのように受けているのですか。

学校給食センター所長 給食費の場合、予算を最初に算定する時に 1 食単価をどれぐらいにするのか、過去の実績に基づいて計算します。次に、実際に給食を提供した人数がこれだけあり、食数がいくらになるか単価を算定して、大体の予算を取っていくという順番になっています。当初予算を算定する時は、この給食費の 1 食単価をもとに最終的に年額がいくらになるか計算し 1 人当たりの年額を算定して、それにこれだけの人数が給食を食べるからそれをかけて、年額の予算を算定することになります。実際に予算ができ上がってから、その後、各業者に食材や加工品の入札をかけることになります。加工品がいくらとか、お米がいくらとか最終的に出てきますが、実際にやっていく中でもう年度末までは予算が持たないだろうというのをちょうど今頃判断するわけですが、その判断に基づき、今後このままいくと足りなくなるということで、当初の予算では大体 1 食の単価をこれぐらい見込んでいたが、実際に食材を購入していった場合に 1 食がこれぐらいになり、これだけ不足するというのが出でますの

で、それに基づいて計算をして、最低限1人当たりどれくらい上がるか計算して算出しているところです。

小松委員 給食のメニューは変えなくて、生徒1人当たりの食費とかカロリーとか、いろいろ栄養士が考えて作るわけです。メニューを変えないとなると、家庭だと食材が上がるからこの部分は安い材料にしようとか、その予算を合わすようにすると思います。その分、おかげの量が減ったりすることがあります、給食ではそれはないわけで、給食メニューの品数や栄養というのは満足させていると。食材価格がアップして、そのアップ分が今回の補正予算の要求内容と考えたらよいですか。

学校給食センター所長 献立については食材価格が上がってきていますので、一部変更はしています。ただ、メニューが大きく変わるのはなく、中に入っている肉を鶏のモモ肉から安い胸肉に変えるとか、デザートがちょっとしたものになったりとか、そういう形で少しづつ節約はしています。例えば、調理方法も、揚げ物をしていたら油をよく使うので焼き物に変えたりとか、そういう地道な努力はしています。それでももう限界ということで、ここ数年の食材価格の高騰で様々な取り組みでは吸収しきれないということがありますので、その分に対して今回補正を上げているものです。

議案第40号は原案のとおり承認されました。

議案第42号 彦根市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について

生涯学習課長から説明がありました。

小松委員 放課後児童クラブの支援員は、今現在は何の資格もない方もされているということですか。それを充実させるために、地域限定保育士という新たな認定制度を作ったという理解でよいのですか。彦根市の場合、今現在、放課後児童クラブの支援員で保育士やそういう資格を持っている方というのは何人ぐらいで、地域限定保育士は何人ぐらいの人に取つてもらうとか、彦根市として目指していくということでしょうか。

生涯学習課長 この法令は今まで特区に認められていた地域限定保育士という制度、これは保育士不足を解消するために設けられていたのですが、それを一般の地域でも設けて、少しでも保育人材を確保するために拡大をされるという法令です。放課後児童クラブの支援員は、保育士資格とか教員資格とか、いろいろな資格をお持ちの方が放課後児童支援員の講習を受

ることによって、放課後児童健全育成事業支援員という資格を得ることができます。この法令は、保育士という資格にその地域限定保育士というみなし保育士という立ち位置の方が保育士資格と同等であると認めることを加えるものになります。現在何人ぐらいということですが、支援員資格を取るためには、知事が認める研修を受けた者でないと支援員資格は授与されません。支援単位条例により、1つの支援単位、大体児童40人を目途にして1クラスという意味合いで支援単位と呼んでいますが、現在、彦根市内の学校で53支援単位、53クラスに分けて保育を実施しています。本市の基準条例は、1つの支援単位に支援員資格を持った者1名以上とその他1名ということにしていますので、少なくとも53人は必ず資格を持った支援員が配置されているということになっています。また、より学びを深めてもらって保育の質を上げるためにも、保育士、支援員資格を取ってもらうようにこちらは推奨していますし、受講される際は資料等についてこちらで消耗品費として払う支援をしたりとか、保育の質を上げるように努力していますので、少なくとも53人以上は常時配置されているという状況です。

議案第42号は原案のとおり承認されました。

議案第43号 彦根市公民館の設置および管理に関する条例および彦根市公民館の管理運営に関する規則の一部改正について

生涯学習課長から説明がありました。

議案第43号は原案のとおり承認されました。

教育長 以上で本日の会議を閉会します。

12月の会議は、12月18日木曜日、午後1時30分から本庁舎5階5-1、5-2会議室で開催します。皆さんお疲れ様でした。